

全国公立学校事務長会 賛助会員規定

- 会 員 資 格** 全国公立学校事務長会の会員であった者で本会の活動に理解と支援に理解を持つ者
- 会員の権利** ①総会に参加することが出来る。参加費・資料費は別途申込者が負担する。但し、議決権は有しない。
②会報の配布（配信）を受ける事ができる。（配送経費は年会費に含まれる）
- 年 会 費** 本会員の年会費の半額
年度途中での賛助会員申込でも年会費は変更しない。
※令和7年度は1, 500円
- 会 員 期 間** 原則は賛助会員申込年度の4月1日～翌年の3月31日 までとする。
但し会員の始期は賛助会員申込んで承認された日から
- 申 込 方 法** ①賛助会員加入申込書（書式は別紙）に必要事項を記載して全国公立学校事務長会事務局に送付する。

②会費は、各自が三菱UFJ銀行の本会の口座に振込む。振込手数料等は申請者負担とする。
③申込受付後、会費の納入が確認されたら賛助会員証を交付する。（郵送）
④本会のHPで賛助会員の案内文書、申込書のデーターを貼り付けるので、各自ダウンロードして使用する。
⑤会員の更新は、毎年、前年度の3月末までに、再度、会員申込を行う。